

厚生常任委員会会議録

令和7年1月23日

場 所 第1委員会室

令和7年1月23日(木曜日)

午前9時58分開会

審査・調査事項

- 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎県子ども未来応援プラン（宮崎県子ども計画）の最終案について
 - ・青少年自然の家について

出席委員（6人）

委員 長	山内 佳菜子
副委員 長	山内 いっとく
委員	坂口 博美
委員	山下 博三
委員	野崎 幸士
委員	井本 英雄

欠席委員（1人）

委員	齊藤 了介
----	-------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	渡久山 武志
福祉保健部次長 （福祉担当）	津田 君彦
福祉保健部次長 （保健・医療担当）	市成 典文
子ども政策局長	長友 修一
衛生技監	椎葉 茂樹
部参事兼福祉保健課長	久保 範通
指導監査・援護課長	新村 仁志
医療政策課長	徳地 清孝
国民健康保険課長	本田 浩樹

長寿介護課長	島田 浩二
医療・介護専門推進室長	廣池 修次
部参事兼衛生管理課長	壹岐 和彦
健康増進課長	徳山 美和
薬務感染症対策課長	吉田 祐典
子ども政策課長	増田 光宏
子ども家庭課長	奥野 真一

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田 真紀
政策調査課主査	藤原 諒也

○山内委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

委員会の日程の前に、本日は所用により野崎委員が遅刻、齊藤委員が欠席されるとのことで届出がありましたので、御了承ください。

それでは、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○渡久山福祉保健部長 委員会資料の2ページを御覧ください。

本日は、福祉保健部より報告事項を2件説明させていただきます。

1件目は、宮崎県子ども未来応援プラン（宮

崎県こども計画)の議案として提案する前の最終案についてでございます。もう一件は、青少年自然の家について御説明を申し上げます。

いずれも担当課長から詳細を説明させます。

○増田こども政策課長 まず、宮崎県こども未来応援プランの最終案について御説明いたします。

厚生常任委員会資料の3ページを御覧ください。

まず、計画の名称につきまして、これまで宮崎県こども計画(仮称)としておりましたが、今回、今年度から取り組む「こどもわけもん政策モニター制度」におきまして、県内の未就学児から高校生までの計663名の子供に対して、計画名に係る御意見等を募集いたしました。その結果、458名から回答がありまして、選択肢の一つであります「宮崎県こども未来応援プラン」を推す声が半数を占めたことなどから、本名称に決定したところであります。

まず1、計画の主な内容、次ページの2、素案からの主な変更概要につきましては、別にお配りしておりますA3横の「宮崎県こども未来応援プラン(最終案)の概要」にて、素案からの主な変更点を中心に御説明いたします。

まず、全体につきまして、全体の章立てにつきましては、「はじめに」のほか全6章で構成しておりまして、素案からの変更はございません。

次に、第1章「こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況」におきまして、「少子化の現状」、「子育ての現状」、「こどもを取り巻く現状」の3つに大きく分けております。

2つ目の「子育ての現状」になりますが、教育・保育施設の従事者数など、教育・保育サービス等の状況を追加しております。

具体的には、教育・保育施設の従事者数につ

きまして、令和元年3月の7,473人から令和6年3月には7,296人とおおむね減少傾向を示しております。

なお、昨年4月に保育士の配置基準の見直しが行われたことを受けまして、県では、保育現場における人材確保の状況を改めて確認したところでございます。

結果、ほぼ全ての保育施設で、この配置基準を満たしていますが、よりきめ細やかな保育の提供や働き方改革の一環としての休暇を取得しやすい職場環境整備という視点におきましては、十分とは言い難い状況にあることも分かったところです。

ここで、資料に誤りがございましたので、御報告いたします。

3つ目の四角、「こどもを取り巻く現状」の中の2つ目のポツ「生活保護世帯の高等学校進学率」でございます。この指標には、高等学校だけでなく、中等教育学校の後期課程や特別支援学校の高等部なども含まれておりますので、正しくは「生活保護世帯の高等学校等進学率」となります。訂正しておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

次に、第3章「計画の基本的考え方」における基本理念についてでございますが、素案におきましては、「すべてのこども・若者の夢や希望が叶い、幸せの輪が広がる宮崎づくり」としておりました。こどもわけもん政策モニターにおきまして、結果として、夢や希望がかなうことよりも、その過程において、夢や希望を後押しする表現のほうがふさわしいのではないかと御意見もいただきましたことから、「叶う」というのを「応援」に修正を行い、「すべてのこども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくり」とさせていただいております。

次の第4章「各種施策の推進」におきましては、基本理念の実現に向けまして、計画期間中に取り組むべき具体的な施策について記載しておりますが、パブリックコメントや宮崎県子ども・子育て支援会議などの御意見も踏まえまして修正を行っております。これらパブリックコメント等の意見については、後ほど御説明いたします。

また、施策の成果を評価・点検する指標といたしまして、5つの重点成果指標、33の個別成果指標を設定しております。

重点成果指標につきましては、素案の段階では、子供・若者の視点に立ったものとして、「将来の夢や目標に向かって頑張っていると思うこどもの割合」を、また、子育て当事者の視点から、「安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる県だと思える人の割合」を、そして「合計特殊出生率」の3つを設定しておりました。今回、2つの重点成果指標を追加させていただいております。

今回、最終案の検討に当たりまして、第1章に記載している3つの視点——「少子化の現状」、「子育ての現状」、「子どもを取り巻く現状」からの成果指標を設定することといたしまして、少子化対策の観点から、「合計特殊出生率」、子育て支援の観点から、現在特に力を入れている取組でもあります「男性の育児休業の取得率」を、また困難な環境にある子供たちへの支援という観点から、今回から子供の貧困対策に関する計画が新たに加わることも踏まえまして、「生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率」を加え、計5つの指標を設定したところであります。

次の第5章につきましては、幼児教育・保育等の提供体制に係る子ども・子育て支援事業計画の内容を記載することとしておりますが、現

在、この積み上げ元となる各市町村における子ども・子育て支援事業計画の数値を精査しているところであります。

続きまして、常任委員会資料5ページを御覧ください。

3の最終案の検討過程における主な意見についてであります。

まず、(1)パブリックコメントですが、昨年12月6日から1か月間実施いたしまして、5名の方から計6件の御意見をいただきました。以下、主な御意見と対応について御説明いたします。

まず、1つ目ですが、第3章の基本理念につきましては、「こどもは地域の宝」との記載があるのに、地域における子育て環境についての文言がないとの御意見をいただきましたので、こちらに「地域全体で支える」旨の表現を追加したところであります。

次に、子供のいる場所での喫煙はやめるべきという趣旨を盛り込んでほしいとの御意見をいただきましたので、第4章の施策の柱2「未来を切り拓く子ども達への支援」におきまして、たばこも含めた子供の健康に関する項目を新たに追加いたしました。

3つ目といたしましては、「こども食堂」について、貧困対策よりも、地域コミュニティ形成の位置づけの役割のほうが増しているのではないかと御意見をいただきましたので、第4章の施策の柱3「困難な環境にある子ども達への支援」におきまして、従来の貧困対策だけでなく、交流の場づくりの側面も含めた表現に修正を行っております。

また、4では、「こどもの居場所づくり」の項目で、こども食堂とフードバンクを併記すると、フードバンク自体が居場所であるかのような誤解を与えるとの御意見もいただきましたので、

第4章の施策の柱5「宮崎の未来を担う子ども達の育成」におきまして、誤解を与えない表現に修正を行っております。

続きまして、6ページを御覧ください。

有識者等で構成する宮崎県子ども・子育て支援会議における意見であります。

主な意見を御紹介いたしますと、5にあります、「地域によっては産後ケア事業を受けられる施設がないことから、県内全域に行き届くようにしてほしい」や、10にあります、「男性の育児休業取得促進も重要だが、男性が積極的に子育てに関われる働き方も必要ではないか」といったような御意見もいただいたところであります。

次に、7ページを御覧ください。

事前に御登録いただきました、こどもわけもん政策モニターに対して、計画の内容等に係るアンケート調査を実施いたしましたところ、458名から回答があったところであります。

主な意見を申し上げますと、4にありますとおり「若者が戻ってきたいと思えるような魅力ある宮崎にしてほしい」といった御意見のほか、5にありますとおり「保育料や高等教育費、給食費などを無償化してほしい」や、「子育てを支援してくれるサービスが増えてほしい」といった、子育てに関する御意見もいただいたところであります。

これらの御意見につきましては、必要に応じて各部局における取組の参考にもさせていただくこととしております。

8ページを御覧ください。

4「策定に係るこれまでの対応及び今後のスケジュール」ですけれども、最終案につきまして、今月末、再度、宮崎県子ども・子育て支援会議において御意見を伺った上で、知事を本部長とする子育て応援本部会議において決定し、

2月定例会に議案として提出することとしております。

宮崎県子ども未来応援プランについては以上であります。

○奥野こども家庭課長 常任委員会資料の9ページを御覧ください。

青少年自然の家について御説明いたします。

初めに、1、設置目的であります。

青島青少年自然の家、むかばき青少年自然の家、御池青少年自然の家の3施設は、自然体験活動、野外活動、スポーツ活動、交流活動や集団宿泊生活を通じて、規律・協同・友愛・奉仕の精神を体験的に学習し、豊かな情操や社会性を養うとともに、社会変化に主体的に対応し、新たな時代を切り開いていく気概を持ち、心身ともに調和の取れた青少年の健全育成を目的として設置・運営をしております。

全国的に少年自然の家の設置が始まったのが、昭和40年代後半からであります。参考として記載しておりますとおり、昭和48年11月当時の文部省通知におきまして、(1)～(3)にあります目的が掲げられておきまして、本県における施設の設置当初の目的も、同様の趣旨であったと考えております。

次に、2、施設の概要及び経緯です。

施設の概要につきましては、青島が昭和50年9月、むかばきが昭和58年4月、御池が平成3年10月に開所しております。その概要につきましては、こちらに記載のとおりであります。

施設の経緯につきましては、表の下のほうにありますとおり、青島は、「総合青少年センター・青島少年自然の家」として知事部局が設置し、宮崎県青少年研修協会に管理委託する形で運営をしておりました。その後、むかばきと御池の「少年自然の家」が教育委員会の直営で設置さ

れたところであります。

その後、行政改革の議論が進みまして、公社等改革や施設管理の一元化による効率化、また民間事業者のノウハウ活用による施設の有効活用などの観点から、平成18年度より、知事部局において3つの施設を一体的に管理するとともに、指定管理者による管理を開始いたしました。

施設名を「少年自然の家」から「青少年自然の家」に改称したのも、このタイミングであります。

指定管理者は、平成18年度から現在まで、学校法人宮崎総合学院が担っており、今年度の指定管理料は記載のとおりであります。

次に、10ページを御覧ください。

3、事業内容であります。

青少年自然の家では、児童生徒をはじめとする施設利用者の受入事業のほか、時流に合わせた効果的な主催事業を企画し、周辺の自然環境を生かした自然体験活動や集団生活体験活動など、独自に様々な体験活動を提供しております。

なお、3施設とも、教員免許や自然体験活動指導者、防災士など有資格者を複数配置しており、児童生徒の活動の際に、的確な指導を実施できる体制を整えております。

参考としまして、資料の右側に今年度の青島青少年自然の家の主催事業の案内チラシを掲載しております。

また、青島・むかばき・御池、それぞれの施設で、平日の学校の児童生徒の受入れに加えまして、休日にも各施設の環境を活用して、子供たちに様々な体験活動をしてもらうため、施設が創意工夫を凝らしながら、例示として記載されているようなキャンプ、登山など様々な自主企画事業に取り組んでおります。

次に、11ページを御覧ください。

施設の利用実績であります。

(1)では、令和元～5年度の施設ごとの利用延べ人数を記載しております。

令和2年度から新型コロナの影響を受けまして、利用者数が大きく落ち込みましたが、現在は回復してきておりまして、今年度は延べ10万人程度の利用を見込んでおります。

(2)では、青少年自然の家をどのような目的で活用しているかという視点で、目的別の利用延べ人数を記載しております。

一番右の欄に、令和元～5年度の合計とその割合を記載しておりますが、この5年間を見ますと、学校行事での利用が全体の4割で最大となっており、部活動等の利用は約1割、これを合わせますと、5割以上が学校関係での利用という状況であります。

スポーツ少年団などの少年団や、専門学校・大学等のサークルによる、スポーツ・レクリエーション等の利用が3割弱、青少年健全育成を目的として施設ごとに企画する施設主催事業での利用が約2割、その他、企業等の新人研修などの利用が僅かでございます。

最後に、12ページを御覧ください。

5、九州内の状況であります。

地図上に国立及び県立の自然の家の位置を記載しておりますが、市や町が運営する自然の家については、把握し切れていない部分もありますので、この資料には記載しておりません。

一覧にございますとおり、九州には国立の施設が5施設、県立の施設が30施設、合計35の自然の家がありまして、その管理状況は、国立におきましては、全て国の独立行政法人が管理しておりますが、県立は22施設で指定管理、5施設で直営、残りの3施設では、施設の管理を指定管理で行い、運営を直営で行っている状況で

あります。

また、青少年自然の家につきましては、昨年9月の決算特別委員会におきまして、中長期的な展望を視野に、今後の施設の在り方について検討するよう御意見をいただきました。

現行の指定管理期間が令和10年度までとなっているため、令和9年度末までをめぐり、教育委員会も含め、在り方の議論を行い、一定の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○山内委員長 執行部の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

○井本委員 「宮崎県子ども未来応援プラン」ですけれども、総じてうまく、よくできているという感じはしますが、私の人生経験からすると、小さいときは、母親の影響が一番大きかったんじゃないかなと思うんです。これには、その辺の切り口について、あまり書いてないみたいに見えるけれども、どこかに書いてあるんでしょうか。

○増田子ども政策課長 今、御質問のあった内容は、母親など家庭内での子育てとか、家族を持つとかだけではなくて、夢や希望を持つことに関することも含めた影響ということでしょうか。

○井本委員 母親の影響が強んじゃないかということですが、あなたはどんなふうに解釈したんですか。

○増田子ども政策課長 家庭を持つとか、子育てをするとしたことではなくて、一般的に夢や希望を持つとか、生活習慣を持つとか、全般的にという理解でよろしいでしょうか。

○井本委員 そうです。

○増田子ども政策課長 今回の計画につきましては、子供が将来にわたり夢や希望を持って、それを実現できるような取組ということになり

ますけれども、その前に家庭内で家族と触れ合ったり、そこで親の背中を見てというところで、将来の御自身のライフデザインを描くといえますか、どういうことを学んで、どういう仕事をして、最終的にどういう家庭を持つというところについては、基本的に個別に記載しているものではありませんけれども、子育て県民運動等を通じて、家庭や家族を持つことを前向きに考えていただき、ライフデザインを描いていただくための事業など、そういったことに取り組むこととはしております。あくまでもそういった切り口での記載ということになります。

○井本委員 大げさなことを言ってるんじゃないんです。我々は母親の愛情を小さいときから受けて育っているんじゃないか。だから母親との関係を論じているところがあるんですかというだけで、私が言ったのはそんな難しい話じゃありません。

私ぐらいの年になると母親はもういないんだけれども、本当に母親から愛されたという思いがあるわけです。恐らくみんなそうだと思うんだけれども、この計画では、そういうものに対する切り口はないんですか。

○渡久山福祉保健部長 母親の影響、そして家庭の影響というのが、子供が育っていく上で非常に大きいのは、おっしゃるとおりだと思います。

この宮崎県子ども未来応援プランをつくるに当たって、第4章で子育て当事者等への施策ということで、家庭において母親、家族、そういった身近にいる人たちが子供としっかりと向き合っていくことの大切さも踏まえまして、そういう人たちを応援し、しっかりとよい影響、様々な示唆を与えながら子供が育っていく環境を整えていくことが必要だという考えに基づいて、

施策をちりばめるようにしているところがございます。

子供に与える影響には、いろんなファクターがございますけれども、母親をはじめとした家庭の影響というのは非常に大きいということも踏まえて、この計画体系を構築しているところがございます。

○井本委員 ここには具体的に4つしか書いてないけれども、何か母親を重視した項目があるんですか。特になければ、ないでもいいです。

○増田こども政策課長 計画の中で、ずばりというところではないですけども、施策の柱4「安心してこどもを生み育てることができる環境づくり」の中に、「質の高い幼児教育・保育の提供」というところがあるんですが、幼児期は特に、子供の将来にわたるウェルビーイングの向上にとって重要な時期であるということで、そういった時期に身近な大人の寄り添いや、安心感をもたらす経験をさせてあげることが非常に重要となっております。そういった意味で、この時期に母親など家庭内でのコミュニケーション、寄り添いが非常に重要だということで、取組を記載させていただいております。

○井本委員 分かりました。

○山下委員 資料5ページです。パブリックコメントの意見なんですけれども、こども食堂とフードバンクのすみ分けを明確にどうするか、いろんな意見の調整が出てくるだろうと思うんです。

こども食堂は、企業、団体、個人の方々が善意で物を届けていただいて、子供たちに1回でも食事をさせてあげようという事業です。こども食堂は、本当に目的に沿った形で行われているのか、私たちもいろんなところで見たり聞いたりして、疑問に思っていました。

ちゃんとして、疑問に思っていました。

ちゃんと家庭ですべきこともしないで、ただそこに頼って子供を出すとか、線引きが非常に難しい中で、ここにも書いてありますけれども、地域の中でこども食堂はコミュニティーを保つために、恵まれない子供だけではなくて、友達関係を入れた中での居場所づくりにもつながるとか、そのあたり、どういう位置づけで行おうと考えておられるのか、もう少し明確に教えていただけますか。

○奥野こども家庭課長 今お話のありましたこども食堂についてですけども、こども食堂というのは、名前だけを見ますと、子供が来て、そこで食事を取るのが大前提と捉えますけれども、広い意味では、地域の中で子供を見ていこうという考え方に基づいて、地域の有志の方であったり、そういう団体の方が場所を提供して、子供さんたちに来ていただくものです。

それに加え、地域のお年寄りの方も来れるような制度となっております。そういった中で、地域の方で見ていただけるような仕組みになって、特に貧困世帯であったり、それ以外にも恵まれない子供の、家庭内での状況を、その場を通して地域の方たちが聞いたり、気づく機会にもなる非常に貴重な場だと理解しております。

○山下委員 我々は、こども食堂とか、フードバンクの食料保管庫とか、そういうところの調査に行くんですが、今お米も高くなったり、食材が高くなっていて、非常に物の集まりが悪いとか、そういう話も聞いたりするんです。

高齢者の皆さん方や子供さんが、地域のコミュニティーの中で触れ合いの場所としてやっていくために、今の現状と、どの方向に持っていくのか、その辺の考え方を教えてください。

○奥野こども家庭課長 当課が所管しています

フードバンクにつきましては、こども食堂、もしくは恵まれない世帯、貧困世帯に対して学習用品とかを支援するようなものとして、「宮崎県フードバンク」として今年の事業で設立したところです。これはどちらかという、子供に特化した目的のシステムとしてつくっているものになります。

そこではフードバンクとして、いろんな企業、もしくは地域の方から、食べられるけれども不要なものとか、もしくは寄附してあげたいものを集約しまして、それを地域のこども食堂に、もしくは学習用品が集まれば、それを家庭にお渡しするような仕組みを今構築しているところです。

お米が高いという話につきましては、農林水産省のほうで、そういったところにお米を配布しましょうと事業に取り組んでいるというお話も聞いています。そちらとの連携も少しずつ始まったところでもあります。

一般的なフードバンクですと、集めたものを施設を運営している方に提供するものもございます。そちらとのすみ分けはなかなか難しいとされているところですが、我々が事業として取り組んでいるのは、先ほど申し上げたとおり、地域で集まったものを地域のこども食堂に提供するような仕組みをつくることでもあります。

○山下委員 分かりました。本来の目的に沿った事業運営がなされるように、しっかりとした線引きをつくってほしいと思った次第です。

それから、資料7ページで、いろんな御意見等が出てきているようですが、3のところ、「放課後児童クラブに空きがないので増やしてほしい」という意見が上がっているんですが、現状として、本当に足りないんでしょうか。

○増田こども政策課長 放課後児童クラブにつきましては、待機児童数等を含めまして、毎年5月1日現在の状況を国がまとめて公表しているところですが、昨年5月1日現在の県内の放課後児童クラブ待機児童数は389名ということで、前年と比べますと100名程度増加しております。ここ数年間はその前の年より増えている状況でございます。

子供の居場所確保という意味では、待機児童をいかに解消するかが一番の課題でございます。県内では宮崎市を含みます5市町で389名の待機児童が発生しているところであります。

現場でのお困りの点を確認いたしますと、場所が確保できない、支援する支援員の方がなかなか確保できないといった事情もありますので、子供の数は減っているんですけども、放課後児童クラブを利用するお子さんは増えてきています。そういった居場所づくりは課題であると認識しているところでございます。

○山下委員 ずっと以前から核家族化が進んでいて、統計上、県内でも各市町村、世帯数は増えていっています。核家族化が進んで、親元から離れていると、ちょっとした子供の面倒を見るのも思うようにいかない。

そして、この御時世、物価の高騰に給与が追いついてないです。民間ベースでは、光熱費から何から全てがどんどん上がっていて、物価の高騰に、給与の引上げが追いついてないから、みんな生活が大変になってきている。そうなるパートで働いていた若い女性も、全て正社員として働く仕事を探していく。そうなる子供を預けないといけないというのが現状かなと思うんです。

各市でこんなに待機児童が増えていくということは、若い人たちを中心に生活の安定に苦労

されるだろうと思うので、その辺の解決策を急がないといけないと思うんです。ぜひそこへの取組をお願いしておきたいと思っています。

○増田こども政策課長 御指摘のとおり、放課後児童クラブの待機児童解消は非常に重要な課題でございます。先ほど申し上げたように、市町村においてはなかなか場所を増やすことができない事情があったり、長期的な視点で考えると、新たなクラブを増やしても、またニーズが減っていくのではないかとといったジレンマもありますので、県も一緒になって知恵をしっかりと出し合いながら、可能な限りの支援を行っていきたくて考えております。

今回、子育てに関する意識調査をした結果、心身の負担だったり、経済的な負担だったり、とにかく子育てに関する負担を訴える声が大きかったところで、預ける場所をちゃんと確保することによって、心身の負担を和らげるということもありますので、待機児童解消についても取り組んでいきたいと考えています。

○山下委員 せっかく合計特殊出生率を1.8台に引き上げようという大きな目標も出していますから、この辺の問題の整理が一番大事だろうと思うんです。ぜひよろしくをお願いします。

○坂口委員 井本委員の関連ですけれども、気になりながらも、いつも頭の整理がつかないのですけれども、この応援プラン、様々な施策も当然必要なことです。ただ、どうやれば産まれてくる子供たちを増やせるかが究極あるみたいで、そのための様々な理由づけ、具体的な対応なんです。

これから産まれてくる子供が、どういう大人に、どういう人間に育っていくのか。特に幼児期、あるいは1歳未満ぐらいのときの情操や人格の芽生えを陶冶したり、鍛えていく以前の芽

生えです。どういうものを受け入れていて、どんな場に向かっていって、結果、どんな大人になっていくんだということなんです。つまり、どういう子供が欲しい、大人が欲しいという究極の目的です。

いろんなところを見ても、それが全く見当たらないんです。こども政策課がどうだという話じゃないんです。たくさん産まれたけれども、何なのっていうようなことでは、僕は駄目だと思うんです。

今、ウェルビーイング、質の高い子育て、教育というの也被言われましたが、何をもってウェルビーイングなのか。ウェルビーイングといったら物すごく幅広くて、まさにインフラです。

「子供を育てて、こんな子供ができました」でいいのか。

さっき情操と言ったけれども、自分で自分を守れないような子供たちは、最終的に守らないといけないような場にいっぱい遭遇する。そのとき、誰のところに飛び込むのか。理屈抜きでこの人に助けてもらうとか、この人を信頼するとかあるのか。それが今さっき井本委員が言われた母親かもしれません。

そういうものがなくて、本当に大丈夫なのか。いろんな背中を見ながら、どの人の背中をモデルにするんだとか、追い込まれた、窮地に立ったときは、理屈抜きで飛び込めば助けてもらえるところに行ける。そこがなくなったときに、どんな人間が育っていくのか——僕も答えが分からないし、果たしてそういうことを考える必要があるのか分かりませんし、杞憂なのかもしれませんけれども、たくさんの子供が産まれて、人口減少というものへの対応——総合的に見て、20年後、30年後、あるいは50年後に「こうできますよ、そういう国づくりができます」と

というようなところは、全くどこを見てもないんです。その辺は何か感じられませんか。

○増田こども政策課長 なかなか根も深いというか、大きいテーマであると思います。ただ単に子育て支援——出会って、家庭を持って、家族を持って、どんなに大変でも楽しいと思えるような前向きな機運醸成も、もちろん大事なことですけれども、委員がおっしゃるように、親になること、結婚をすること、家庭を持つこと、もっと言うと働くこと、そういったことについて、特に幼い頃から、意識が芽生えるような環境づくりをすることが非常に大事だと感じているところでございます。

そういった意味では、現在、児童福祉の事業として取り組んでいる子育て支援の範疇ではありませんけれども、昨今、子供に対する接し方やしつけの仕方を学ぶことができる場、交流の場を提供して、子供を育てることに意識を共有して相談し合うとか、相談支援体制みたいなところをしっかりと充実させていく。

こういう大人にといった、目指す人物像、大人像というのはなかなか難しいところではあるんですが、あるべき姿といいますか、そういったところを小さい頃から見せていくことが大事かなと感じているところでございます。

○坂口委員 育てる側の論理は分かるんです。けれども、育てられる側が、最終的に自分が持っているものを最高に伸ばせる大人へと到達させてあげるといって、育てられる側の論理がどこを見ても、どこにもないような気がします。それから、今しつけと言われたけれども、しつけと教育を大きく分ければ、家庭教育と学校教育の違いです。でも、それぞれ多様な自分なりの価値観、しつけについても、理想とすべき、目指すべき子供の向かわせる方向に一貫したものが

ないと。

そんなときに迷わせるものが物すごく多くて、「父ちゃんが育ったときはこんなだったけれども、母ちゃんはそうかよ」とか、「隣のおじさんの前で同じことをしたらげんこつもらった」とか、「その辺はお任せしますよ」、「こうすると楽ですよ」と、育てる側はそれだけでいいのかなという気はするんです。

ここは譲っちゃならん、譲らせちゃならんっていうようなもの。その結果、産まれた子供が社会人として社会を担うようになったときに、理想論じゃないけれども、「あなたは最大限伸ばせましたよね」というところに到達させないと。

「はい終わり」で、俺はどこに行ったらいいのか、どこに飛び込んだらいいのかということではいけない。そうなることだけは避けなきゃ駄目だと思うんです。

というのは、人間を育てていく中で、過去やったことがないことを理屈としてやっていっているわけです。そして、いろんな意見を組み立てて、最大公約数のモデルとしてやっていこうとしているから、「間違いなくいい子が育つぞ」とか、「理想的な人にこの人はなっていけるぞ」というのが専門的に分析されてないと、ちょっと怖いんです。

だから、心理学がぼんと入ってきたときに、心理学者はどんな分析をやるのかなと思うんです。育て方として、人が成長していく中に心理面で与える影響を専門家はどう見ているのか。また、国のほうでは、そんなものがここに専門的な意見なりとして入っていて、様々な施策として考えているのか分からなくて物すごく不安なんです。

答えが分からずに聞いているから、聞くほうは余計何を言っているんだとなるかもしれませ

んが、その辺の不安はないんですか。

○増田こども政策課長 現状におきましては、確かに委員の御指摘のとおり、どうしても外枠で考えてしまうというか、メニューをある程度事業や取組として実施しており——学校教育も含めた、地域における地域全体の教育というパブリックの意見もありましたけれども、こういった教育、子育てをしていくか。

そういった視点までなかなか追いついていないところがあって、私といたしましても、今後どうすればいいのかというところはお答えできかねるんですが、宮崎で活躍、全国で活躍、世界で活躍してもらおう大人、子供が産まれて育っていってくればというところは理想ではあるんですけれども、またそれとは少し違った視点で、どういう人物、どういう人間、どういう人になってほしいかというところも、教育委員会等も含めて御指摘の視点をしっかり共有した上で、行政としてもしっかり認識、意識して今後取り組んでいくことが必要かなと感じたところです。

○山内副委員長 山下委員も言われた放課後児童クラブについて、少し伺いたいんですけれども、今言われたとおり、共働きが増えてきているところで、核家族で児童クラブに預けなきゃいけない状況が出てきているのかなと思うんです。

全員が共働きになったら、放課後どうするかというところで、全員同じような考え方だったら、小学校全員分と同じぐらいのキャパシティの放課後児童クラブをつくっていかないといけなくなるんじゃないかと思うんです。

治安がいいことを前提にすれば、昔は鍵っ子——子供だけで家にいさせるとかありました。親の不安があるけれども、経済的に苦しいから

働きに出なきゃいけないから預ける。預けたら預けたで、放課後児童クラブのお金がかかるといことで、2つに分かれていっているのかなと思います。

放課後児童クラブに預けている家庭は、ほかにも放課後子ども教室やスポーツ少年団に行かせたりしています。また、学校の働き方改革によって、帰りの会が終わったら帰りなさいという指導が大分当たり前になってきたと思うんです。

例えばスポーツ少年団に行っている子は、それが始まるまでの時間帯——例えば5時頃まで学校にいて、宿題していいという環境もあったんですけども、それができなくなっている環境もあって、その間はどうするのかというと、放課後児童クラブに行かせて、そこからスポーツ少年団へ行かせたりする。そうすると送り迎えなどの負担はないんですけれども、一旦帰らせて、地域のクラブチームに行くと余計に月々の費用がかかってくるか、何か悪いスパイラルにどんどん入っているのかなと思います。

片や、放課後児童クラブに行くのも、都城市だと4,000円とおやつ代の2,000円で月6,000円はかかっている状況だと思うんですけれども、その6,000円も厳しいとなったら、子供だけで留守番させている環境になる。

そうやって、放課後だけで子供1人当たり月々1万円、2万円かかってくるとなったら、2人目、3人目と考えたとき、厳しいとなって、どんどん少子化に進むスパイラルになってしまっているかなと思うんです。

だから、先ほども物価高とかありましたけれども、共働きをすればするほど子育てにお金がかかるような状況になっていて、放課後児童クラブは安心して預けられる場所ですけども、

経済的負担があります。逆にうちは思い切って子供だけで家にいる状態ですけれども、兄弟がいるからこそ児童クラブに預けなくてもまだいいかなと思っています。小学校1年生では、家では一人で残しておけないけれども、治安がいいことを前提にすれば、上の子がいれば家で一緒という形で、放課後児童クラブを増やす必要もない。安心して地域で子供を育てるみたいなこともできると思うんですけれども、今どうしても共働きで、放課後の居場所は放課後児童クラブとなっていて、どんどん少子化になってしまうような仕組みになっていっているのかなと思うんです。

こども政策課とかだけではないですけれども、小学生を持つ親の働き方も踏まえて、もしくは教育委員会の放課後の学校の使い方も協議して、その辺もちゃんと連携していかないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、放課後児童クラブの在り方、放課後の子供の過ごし方をどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○増田こども政策課長 先ほど子育てに関する意識調査の話を少しさせていただいたところではあるんですけれども、子育てに関して不安や負担について、意識調査の結果、全体の69.9%、——約7割の方が持っている。

その中でもどういったことに悩みや不安を持っているのかといいますと、子育てにはお金がかかるとか、接し方やしつけが正しいのかという不安とか、あと仕事と子育ての両立が難しいんじゃないかとか——毎回ではあるんですけれども、そういった声が大きくなっています。

こういった子育てに関する不安や負担は、心身の負担、あと経済的な負担に大きく分けられると考えておまして、放課後児童クラブにつきましては、預けることができることによって、

心身の負担が和らぐというところがあります。

ただ一方で、利用料についても一定程度の経済的負担がありますので、その費用負担をどうするのかもあると思います。費用負担につきましては、それぞれの市町村の事情もあるので、一概には申し上げられませんが、心身の負担を和らげるという意味では、放課後子ども教室や児童館との連携、そのほかの子供に係るサービスと複合的に組み合わせることによって、放課後児童クラブに預けることがなかなかできなくても、トータルでは居場所が確保できるということもあると思います。そういった意味では教育委員会をはじめ、他部局でやっている事業も含めて、トータルで考えていく。日頃から情報を共有して、そういった解決策を考えていくことが大事かなと考えております。

○山内副委員長 次に、宮崎県こども未来応援プランについて伺いたいですけれども、普通は現状を把握して、いろんな課題があったときは、方針なりを決めてから、課題解決のための施策を推進していく。その後、課題が解決できたのか、施策はうまくいったのか、成果指標があるのかなと思うんですけれども、今回、こども未来応援プランの前に子ども・若者プロジェクトがあって、それはそれでやっていたと思います。

全体の概要自体を見ると、重点成果指標が5つあって、33の個別成果指標とあるんですが、何かちぐはぐになっているんじゃないかなと思ったところがあります。最後の2つ、「男性の育児休業取得率」、「生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率」というのが加わっていますけれども、組立てがマッチしているのだろうかと思ったんです。子ども・若者プロジェクトを据えて、そこに対する成果指標ということであれ

ば、女性・若者活躍や定着、その辺を重点的に見なきゃいけないのかなと思ったりもします。基本的視点を中心にして、それに沿って成果が出たのかどうかを考えたりすれば、また違う指標になるのかなと思うんですけれども、どういう組立てでつくられたのでしょうか。

○増田こども政策課長 今回のこども未来応援プランにつきましては、「はじめに」に書いておりますけれども、計画の性格といたしましては、こども基本法に基づくこども計画、子ども・若者育成支援推進法にも、子ども・若者支援という分野になりますけれども、子供の貧困解消、そういった幾つかの子供に係る行政分野を一つに——7つの関連計画を一体的に策定したものであります。そういった意味では、子供施策に関する全般的な計画として、幅が広がっております。

子ども・若者プロジェクトにつきましては、あくまでも少子化対策についてのプロジェクトということで、今回こども未来応援プランの成果指標としては、「合計特殊出生率」が少子化に係る数値目標ということになります。

「男性の育児休業取得率」につきましては、子育ての状況、子育て支援の取組の成果を推しはかる指標として、「生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率」につきましては、子供の貧困対策が今回このプランに新たに加わるということで、貧困対策の進捗や成果を推しはかる指標として設定しております。これらが合計特殊出生率以下3つの考え方で、上の2つにつきましては、この計画全体の成果を推しはかるものとして、少子化、子育て支援、貧困対策、そういったもろもろの分野全てを推しはかる指標として、「将来の夢や目標に向かって頑張っていると思うこどもの割合」とか、子育て支援者の観点の

指標、この2つを設定させていただいたものであります。

○山内副委員長 関連しているのは分かるんですけれども、何かもっといい指標というのはなかったのかなと思うんです。例えば子供の貧困を言われるのであれば、相対的貧困の率、いつときは6世帯に1世帯が相対的貧困とか言われていた。子供の貧困率を解消するというのであれば、そこら辺の数値のほうがまだ分かりやすいのかなと思います。これは少し飛んでしまっている印象があります。

あと一つ伺いたいんですけれども、応援プランの4ページに、子供を産む世代の女性の人口の推移が掲載されていたと思うんですけれども、今女性の初婚年齢が4歳上がっているというデータがあります。その中で、本当にフィットした政策を打っていくんだったら、15～49歳というよりも、それぞれ10歳ずつ上下を削って、25～39歳に絞って見たほうがまだいいのかなと思うんです。例えば今、15～49歳はかなり減っている状況ですけれども、適齢期で考えると、もっと苦しい状況なんじゃないかなと思うんです。高校生のうちは県内にいますが、そこから県外に出ていくのを考えると、減り方の割合でいうと、実際に子供を産んでいく状況はもしかしたらもっと厳しいんじゃないかなと思っています。子ども・若者プロジェクトと関連すれば、女性・若者の活躍・定着促進がありますけれども、どれだけ20～30代が宮崎に残っているのか。そこら辺の数値データも追っていったほうがいいんじゃないかと思ったところですが、そういったデータは持っているのか、教えてください。

○増田こども政策課長 基本的には合計特殊出生率等、出生の状況等のデータとしては、大体15～49歳を取るのがトレンドではあるんですけれ

ども、おっしゃるように、何らかの推しはかる指標として設定する際には、国勢調査人口等いろんな切り口で、いろんな分け方でその都度、データを収集することが大事だと思います。それは一定程度可能だとは思いますが。

○山内委員長 ほかにごさいませんか。

○井本委員 青少年自然の家だけでも、指定管理になっていますよね。指定管理のほうがいいという根拠は、どの辺にあるんでしょうか。

○奥野こども家庭課長 指定管理を入れて大分たちます。今回、過去の資料を見てみましたところ、利用者数は伸びてきています。

というのは、指定管理者が自主的な事業をしっかり組んで、利用者に使ってもらおうという意識の下で、各地域の学校などに営業活動してもらっています。聞くところによりますと、利用しやすさを考えて、一部送迎バス——マイクロバスを導入したり、そういった指定管理者の努力と、利用者の立場に立って利用手続を簡素化したりしてくれているようです。利用者数は、コロナ禍では落ちましたけれども、指定管理以前からすると大分伸びています。

あと運営コストについても、直営もしくは委託で管理していたときからすると、指定管理をしたことによって、予算ベースで総額1億円程度落ちているという数字を確認しております。コスト面、利用者数の面では効果があったと思っております。

○井本委員 結果的にはそうなんだけれども、ということは、簡単に言えば、直接行っていたときには手抜きがあったということですか。

○奥野こども家庭課長 民間の力を活用してやってくれたということです。人件費については、直営でやるよりも当然下がってきていますし、また我々がお示ししてお願いしている以上

に事業者である宮崎総合学院が経営的な努力をしてくれていると理解しております。

○井本委員 この場合は指定管理者も成功しているんだろうと思うんですけども、何でもかんでも指定管理に持っていこうとする傾向があるから、私たちは心配です。

競争原理にそぐわないものは幾らでもあると思うんです。この場合はたまたま競争原理に乗ってやっているからいいんだろうと思うんだけど、例えば県営住宅も指定管理者にしていますが、前に比べたら全然うまくいかないという話を、みんな私のところに言ってくるから、自由競争原理に本当にマッチしているのかどうか。確かにコストを下げるには多分いいんでしょうけれども、本当に住民のことを考えているのかとなると、私はどうも指定管理にそぐわないんじゃないかと今でも思っているんです。

だから、指定管理者にそぐう場面とそぐわない場面はあると思うんです。最低でもこれだけはきちっとしてやっていかなければならない分まで、ないがしろにしてしまう可能性があると思うんです。

青少年自然の家の場合はたまたまうまくいっているんだろうと思うから、私はそれでいいと思います。その辺を気をつけながらよろしくお願いいたします。

それともう一つ、教育委員会ではなくて、福祉保健部でやっているのは、何か意味があるんですか。

○奥野こども家庭課長 先ほど経緯の中で少し御説明したとおり、もともと教育委員会と知事部局で青島、むかばきと御池が教育委員会でしたけれども、平成18年度に公社等改革等を踏まえて指定管理が導入されるということで、一元化をしないといけないというところがありまし

た。

その中でどちらが主体的にやるかについては、当時のいろんな経緯があり、協議がされた中で一元化することがまとまりました。調べてみないと詳細までは分からないですけども、分けるよりも一本化したほうが指定管理に出しやすいし、管理もしやすいというのが大前提にあって、公社改革も含めて取り組んだと聞いております。

○井本委員 ほかの県でも福祉保健部みたいなところが大体扱っているんですか。

○奥野こども家庭課長 今回調べた中では、純粋に知事部局で持っているのが本県、あと他県で1県ありました。その他の県では教育委員会が持っていると確認しています。

○井本委員 ばらばらに扱っているんですね。

○山内委員長 井本委員の質問の関連ですけども、資料9ページの設置目的や経緯を伺った上で一元化となった場合に、設置目的に照らすと教育委員会が持つという選択肢もあり得たのかなと思うんですけども、なぜ知事部局になったのかなというのは、個人的に興味があるんですけど、今、もし把握されていたら教えてください。

○奥野こども家庭課長 我々も、もう少し詳細を調べて確認しようとは思っているんですけども、まず一元的にしないといけないという中で、知事部局も青少年センターと少年自然の家というのを持っていました。その後でむかばき、御池の施設が数年遅れる形で作られました。

どちらが持つのがいいかという話と、あと一元化をしようということ、タイミングとしては平成17年度の前ぐらいから協議は始まっていたと思うんです。いずれにしても、まとめること

を優先したときに——この話は恐らく知事部局のほうから持ちかけていったと思いますが、そういったこともあって、うちのほうが主導的に進めていったものかと理解しています。

○山内委員長 今御説明をいただいたんですけども、設置目的と照らすと、なぜ教育委員会じゃないのかという部分は個人的に気になりますので、またお調べいただいて、もし確認できたときには協議をいただけるとありがたいなと思います。

あと資料11ページに利用実績を表記いただいていますけれども、令和元年度以降の表記になっています。例えば一番多いときには何人ぐらいの利用があったとか、コロナもあってというような御説明もありましたが、最近10万人ですけども、もっと長期的に見たときの利用実績がどういう傾向にあるのかを教えてください。

○奥野こども家庭課長 先ほどと同じような指標でいきますと、利用延べ人数ということになるんですけども、平成17年当時が全体で12万1,913人という数字になります。そこから増えていって、ピーク時は平成20年度で16万8,689人に伸びています。このときに急激に伸びております。

その後は、インフルエンザがはやったり、口蹄疫があつたり、新燃岳が噴火したりという自然災害等もあつたりして、少なくなってきたりしておりますけれども、コロナ禍前の段階で13~14万人程度の利用になっております。

○山内委員長 よく分かりました。あと資料12ページで九州内の状況を御説明いただいて、国と県を合わせて35施設あるということですけども、国全体の流れとして、こういう自然の家関係の施設は減少傾向なのか、それとも各自治体がずっと頑張って維持されているのか、つか

んでいたら教えてください。

○奥野こども家庭課長 数的な経緯は、私も把握できてはいないんですけども、ただ先ほど申し上げましたとおり、昭和40年代後半～50年に、どんどん作り始めたということで、老朽化がかなり進んでおりますので、今後施設をどうしていくかについては、本県も含め各県、それから国も同じような課題を抱えているのかなと思っています。

○山内委員長 最後にします。令和9年度ぐらいまでには今後の方針を確認していきたい、協議していきたいというような御説明もいただきました。その協議もとても重要な協議で、どういった立場の方がどういう視点から協議されるのかによっても結論が変わってきてしまうと思えます。

ただ単に「維持コストがかかるから、もういいのではないか」ということではなくて、「子供たちの自然体験を確保する貴重な場としてどうなのか」という視点でも——もちろん持ってらっしゃるとは思いますので、ぜひ慎重に御協議をいただけたらと思います。

○奥野こども家庭課長 御意見を踏まえまして、しっかりと検討していきたいと思えます。

○山内委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時15分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を閉会いたします。

午前11時15分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 山 内 佳菜子

